

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市個人番号の利用等に関する条例の制定について
松山市個人番号の利用等に関する条例を次のように定める。

記

松山市個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用並びに法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供及びその利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(個人番号の利用等)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1の左欄に掲げる市の執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務
 - (2) 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。次項において同じ。）が行う同表の中欄に掲げる事務
 - (3) 市の執行機関（法令の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。）が行う同欄に掲げる事務
- 2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができ

るときは、この限りでない。

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用があつた場合において、市の他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第9号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができるときは、次のとおりとする。

(1) 別表第3の照会機関の欄に掲げる市の機関（法令の規定により同表の事務の欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、同表の提供機関の欄に掲げる市の機関（法令の規定により同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下この号において同じ。）に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の提供機関の欄に掲げる市の機関が当該特定個人情報を提供するとき。

(2) 市の機関（法令の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、市の他の機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の機関が当該特定個人情報を提供するとき。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、市の他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に定める日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

執行機関	事 務
1 市長	(1) 松山市重度心身障害児童福祉年金支給条例(昭和42年条例第7号)による福祉年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	(2) 松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(3) 松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第34号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(4) 松山市子ども医療費の助成に関する条例(平成14年条例第14号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 教育委員会	松山市奨学資金貸付条例(平成5年条例第3号)による奨学資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第3条関係)

執行機関	事 務	特定個人情報
1 市長	松山市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の1の項に規定する地方税関係情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの

<p>2 市長</p> <p>生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(2) 法別表第2の26の項に規定する児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(3) 法別表第2の1の項に規定する介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(5) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(6) 法別表第2の13の項に規定する児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(7) 法別表第2の9の項に規定する中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって規則で定め</p>

		るもの
		(10) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(11) 法別表第2の16の項に規定する特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		(12) 法別表第2の1の項に規定する医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(13) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	松山市奨学資金貸付条例による奨学資金の貸付けに関する事務であ	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	って規則で定めるもの		
--	------------	--	--

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「または疾病が公務または」を「又は疾病が公務又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「、若しくは」に、「不服」を「不服が」に、「異議申立」を「審査請求」に改める。

付則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「または」を「又は」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）</p>	<p>0.73</p>
<p>2 傷病補償年</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82（第1級</p>

金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）		又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 0.81)
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、 0.81)
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

付則第5条第2項中「，当該損害補償」を「，当該年金たる損害補償」に，「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め，同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金，平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金，平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては，0.90）
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては，0.91）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 障害補償年金（第18条	1 障害厚生年金等	0.89（第1級又は第2級の障害

の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)		等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金，平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金，平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

付則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「または」を「又は」に、「年金たる給付の二が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「，当該年金たる給付」を「，当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
---------------------------------	--	------

を除く。)	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に

		該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81, 第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては, 0.92)
5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.93

付則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「または」を「又は」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

付則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松山市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）付則第5条の規定（次項に規定する規定を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）並びに休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる損害補償及び施行日前に

支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 3 新条例付則第5条第1項の表2の項、4の項及び6の項、同条第2項の表2の部、4の部及び6の部並びに同条第3項の表2の部、4の部及び6の部の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 4 適用日から施行日の前日までの間（以下「特例期間」という。）において、この条例による改正前の松山市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）付則第5条の規定に基づいて新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償（特例期間に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に支給すべき事由の生じた特例期間に係るものに限る。）は、新条例付則第5条の規定に基づく年金たる損害補償の内払とみなす。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の改正に伴い、災害補償年金の給付の調整等について所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市国民健康保険条例及び松山市介護保険条例の一部改正について
松山市国民健康保険条例及び松山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例及び松山市介護保険条例の一部を改正する条例

(松山市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 松山市国民健康保険条例(昭和35年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項第1号中「及び住所」を「住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(次号において「個人番号」という。)」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「及び個人番号」を加える。

(松山市介護保険条例の一部改正)

第2条 松山市介護保険条例(平成12年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「及び住所」を「住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(次条第2項第1号において「個人番号」という。)」に改める。

第11条第2項第1号中「及び住所」を「住所及び個人番号」に改める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用開始に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第105号

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市老人憩の家条例の一部改正について

松山市老人憩の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市老人憩の家条例の一部を改正する条例

松山市老人憩の家条例（平成16年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中「北条辻20番地2」を「北条辻6番地」に改める。

別表備考中第3項を削り、第4項を第3項とする。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

老人憩の家を移転するため、本案を提出する。

議案第106号

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市児童厚生施設条例の一部改正について

松山市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

松山市児童厚生施設条例（平成7年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表松山市南部児童センターの項の次に次のように加える。

松山市北条児童センター	松山市河野別府937番地
-------------	--------------

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

北条児童センターを設置するため、本案を提出する。

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市特定空家等審議会条例の制定について
松山市特定空家等審議会条例を次のように定める。

記

松山市特定空家等審議会条例

(設置)

第1条 特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。次条において同じ。）に関する事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市に松山市特定空家等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 特定空家等に該当するかどうかの判定に関すること。
- (2) 特定空家等の除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るための必要な措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特定空家等に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 法律に関する専門的知識を有する者
 - (3) 不動産に関する専門的知識を有する者
 - (4) 建築に関する専門的知識を有する者
 - (5) 市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 審議会は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

特定空家等審議会を設置するため、本案を提出する。

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

指定管理者の指定事項の変更について（北条スポーツセンター等）

平成25年第4回定例会において議決を得た議案第116号北条スポーツセンター及び北条体育館に係る指定管理者の指定事項を次のとおり変更する。

記

1 施設の名称及び所在地

区 分	名 称	所 在 地
変 更 前	(1)北条スポーツセンター	松山市大浦86番地1
	(2)北条体育館	松山市北条辻1170番地6

区 分	名 称	所 在 地
変 更 後	(1)北条スポーツセンター	松山市大浦86番地1
	(2)北条体育館	松山市北条辻1170番地6
	(3)北条スポーツセンター野球場	松山市大浦86番地1

(提案理由)

平成28年4月1日より供用開始とする北条スポーツセンター野球場に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(松山市菅沢町産業廃棄物最終処分場支障等除去対策工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 松山市菅沢町産業廃棄物最終処分場支障等除去対策工事
2. 施工場所 松山市菅沢町
3. 内 容 鉛直遮水工外対策工事

廃棄物造成工（覆土整形含む）	約 19,000m ³
鉛直遮水工	約 800m
地下水路閉塞工	約 300m
キャッピング工	約 17,000m ²
下流コンクリート土留擁壁補強工	1 式
保有水揚水井戸設置工	1 式
遮水壁内地下水揚水井戸設置工	1 式
貯留槽設置工	2 基
付替水路工	1 式
水処理施設設置外対策工事	
水処理施設工	1 式
4. 請 負 人 松山市味酒町一丁目3番地
大林組・クボタ環境・西田興産特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社大林組松山営業所 所長 高橋 義春
5. 請負金額 51億2,136万円
6. 契約方法 総合評価落札方式（標準型）による一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定める

ところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第110号

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

新たに生じた土地の確認について（泊漁港区域内地先愛媛県施行分）

地方自治法第9条の5第1項の規定により、松山市の区域内に公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、松山市の地域であることを確認するものとする。

記

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
松山市泊町952番3，953番2，953番3及び969番2の地先	157.61

（提案理由）

今回確認する埋立地は、愛媛県知事 中村時広 受任者 中予地方局長 藤井晃一が、泊漁港の漁港区域内における県道興居島循環線の拡幅による道路と、埋立により部分的に失われる外かく施設（護岸）の機能回復のために必要な護岸整備として埋立免許を受け、埋立竣功の認可を得たので、本市区域内の土地であることを確認することにつき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

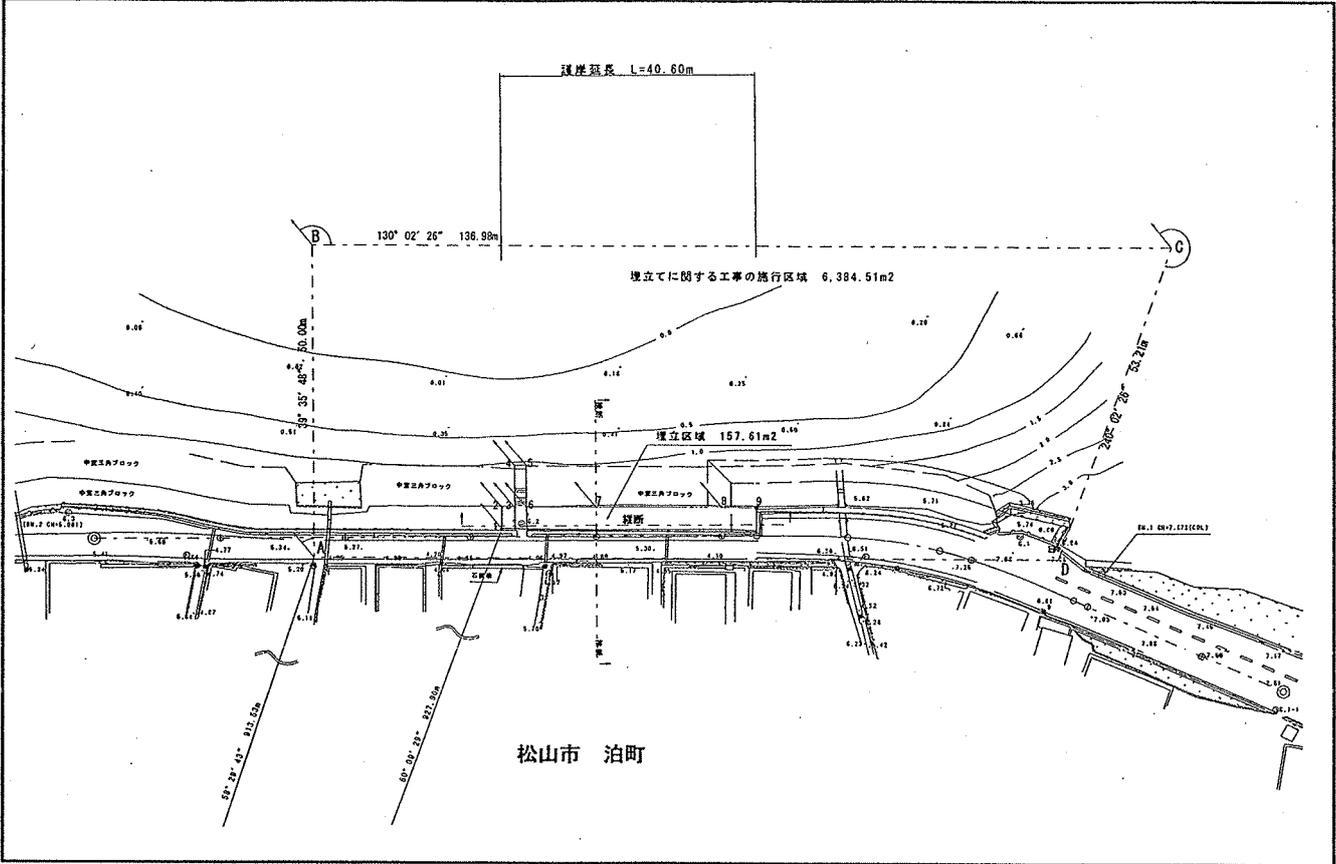
（参 照）

地方自治法（抄）

（市町村の区域内にあらたに生じた土地の確認等）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

埋立地付近図
 (松山市泊町地先)



議案第111号

平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

町の区域の変更について（泊漁港区域内地先愛媛県施行分）

地方自治法第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域を変更するものとする。

記

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
泊 町	松山市泊町952番3, 953番2, 953番3及び969番2の地先公有水面埋立地	157.61

（提案理由）

公有水面埋立に伴う町の区域を変更することにつき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

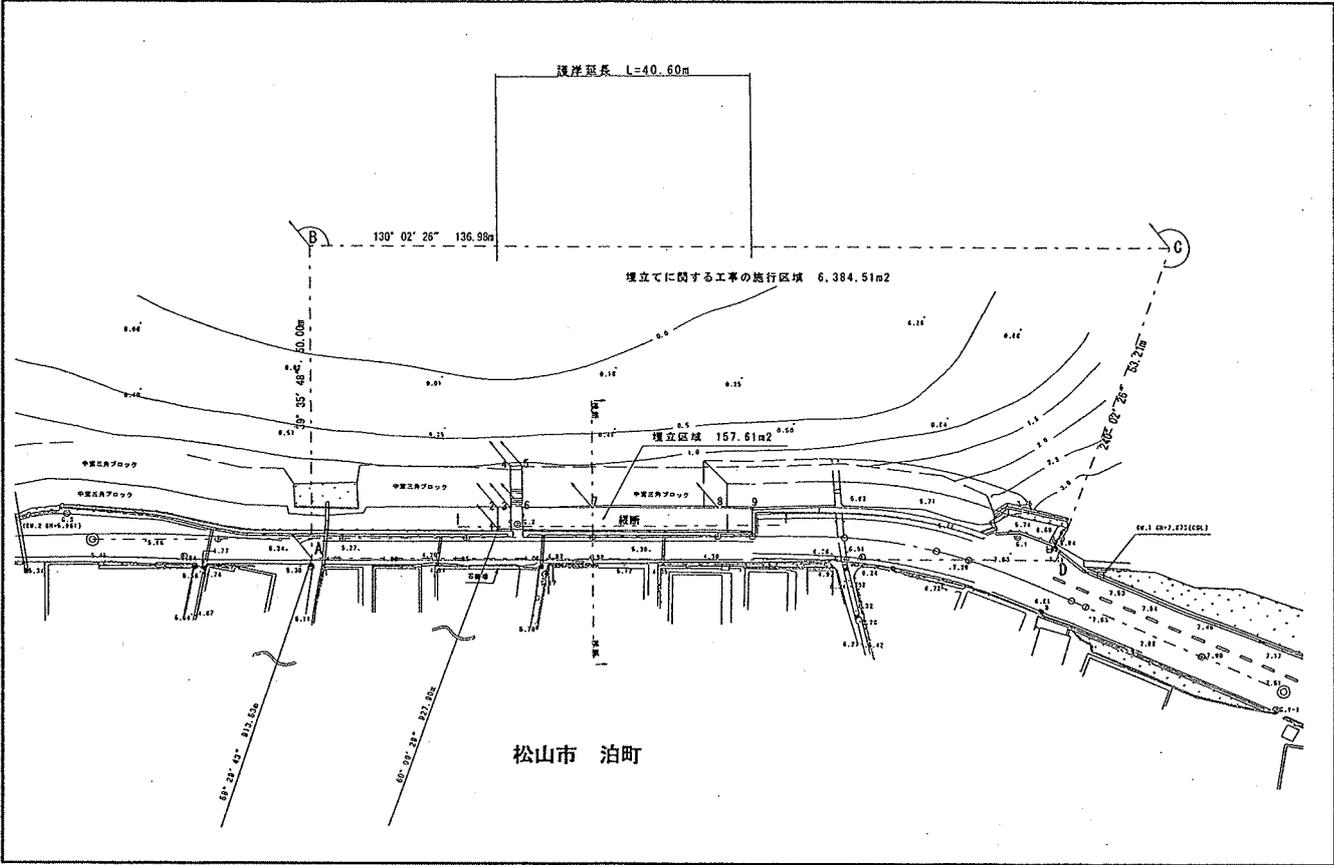
（参 照）

地方自治法（抄）

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

埋立地付近図
 (松山市泊町地先)



平成27年11月27日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 桑原 260号線	桑原五丁目	桑原五丁目	
2	市道 宮前 173号線	中須賀二丁目	中須賀二丁目	
3	市道 宮前 174号線	中須賀二丁目	中須賀二丁目	
4	市道 高浜 121号線	梅津寺町	梅津寺町	
5	市道 久米 232号線	来住町	来住町	

(提案理由)

図面番号第1～5号は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき、市道に認定するため、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

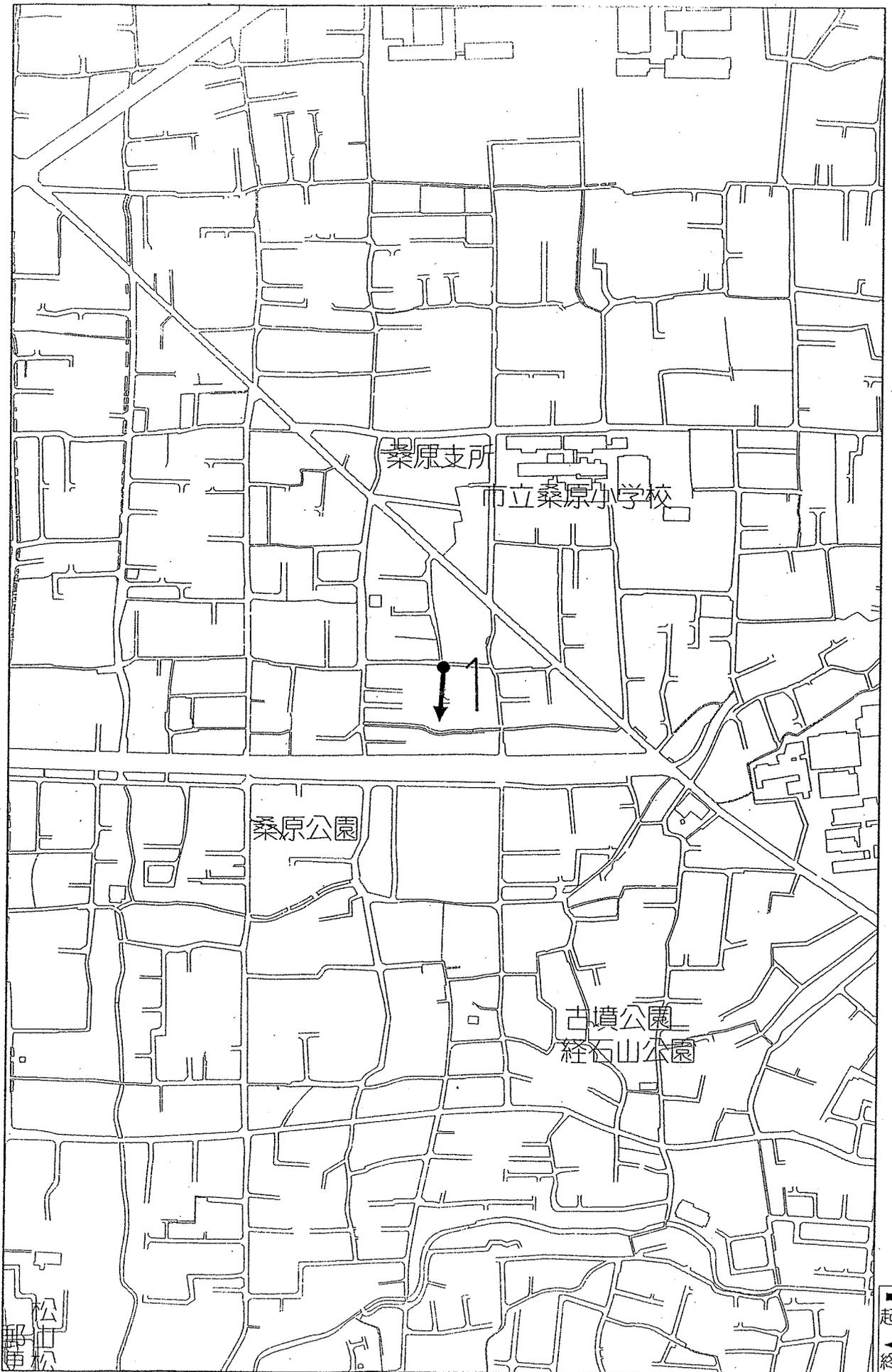
(参 照)

道路法(抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。



桑原支所

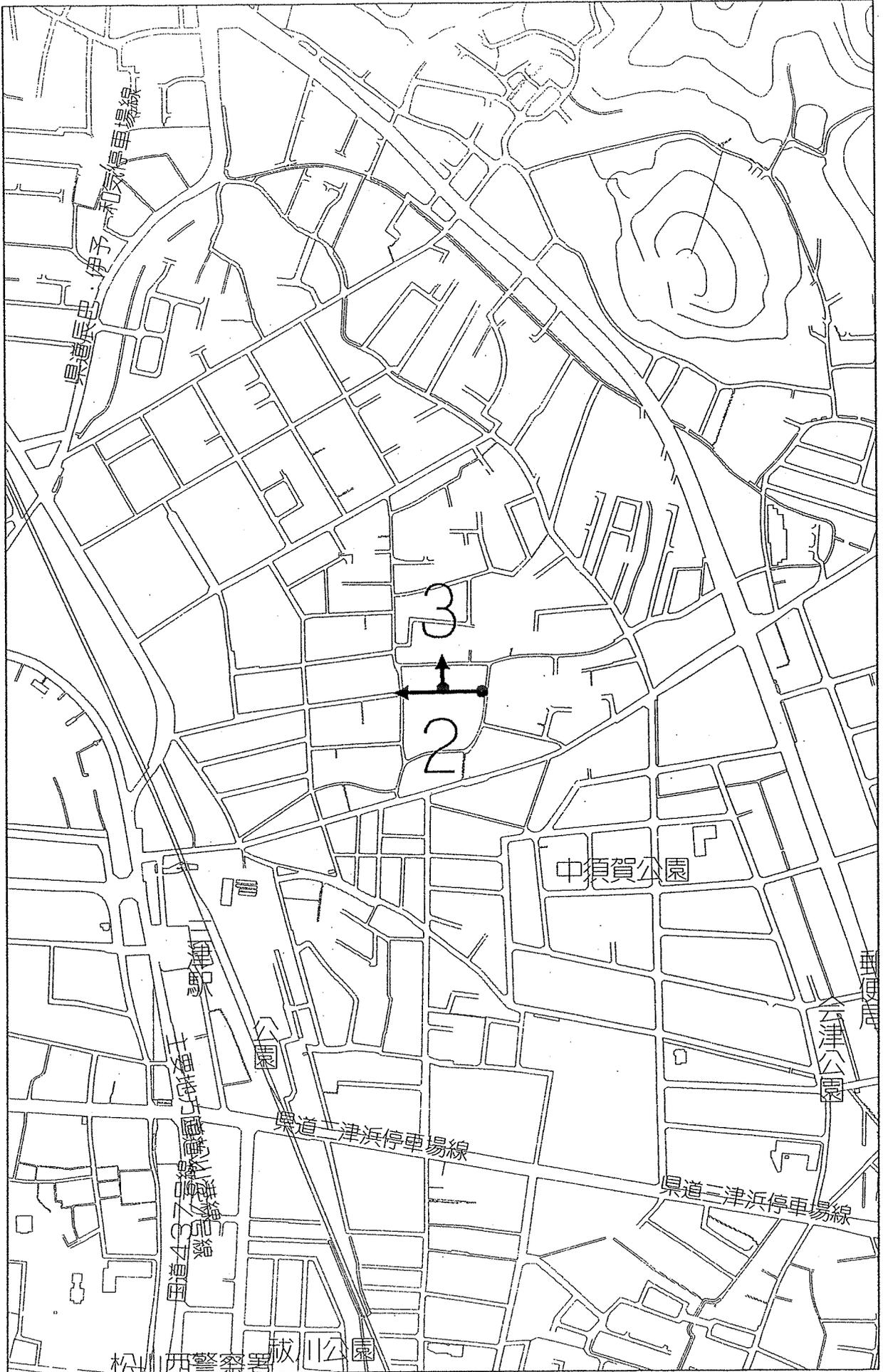
市立桑原小学校

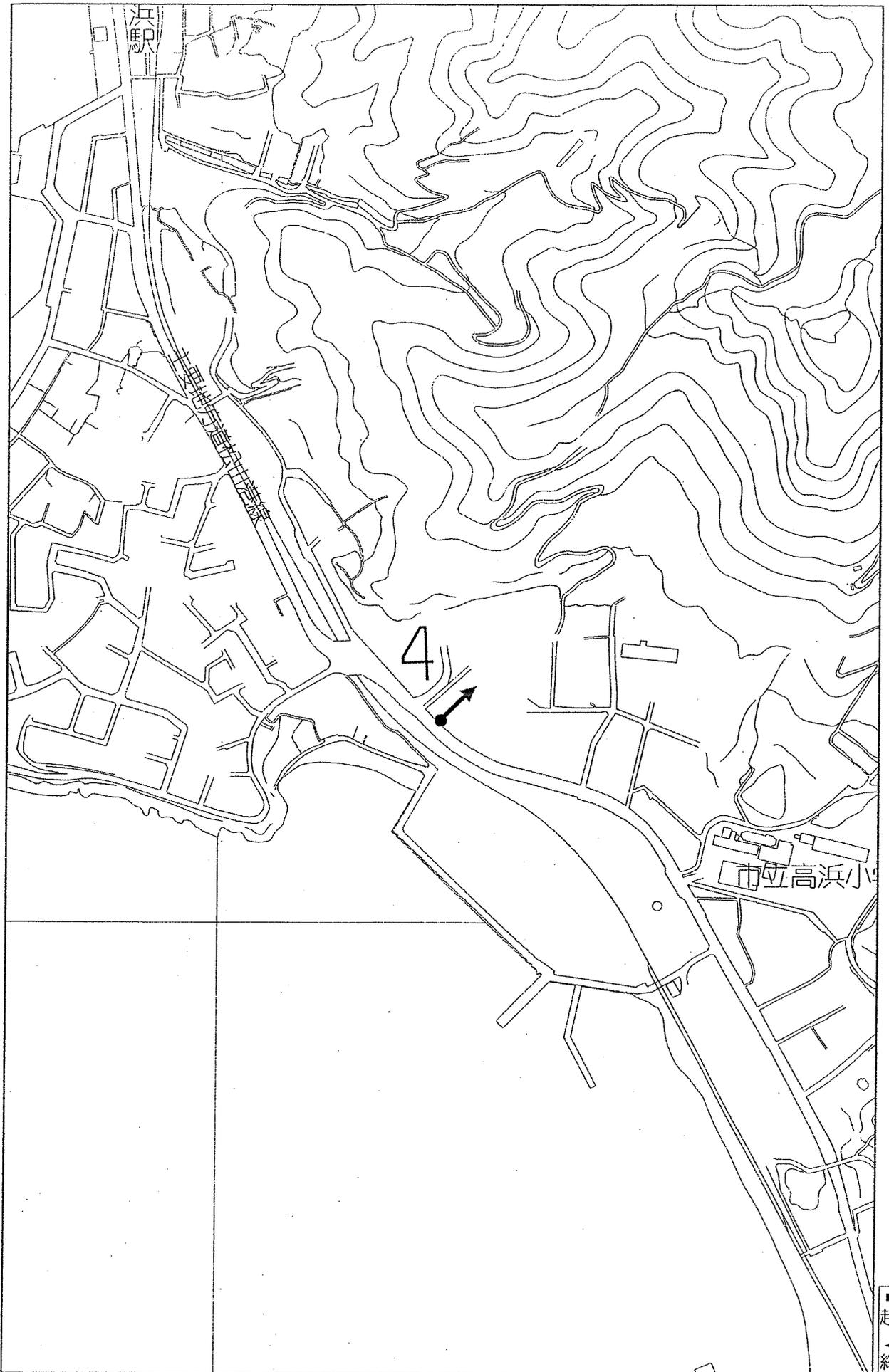
桑原公園

古墳公園

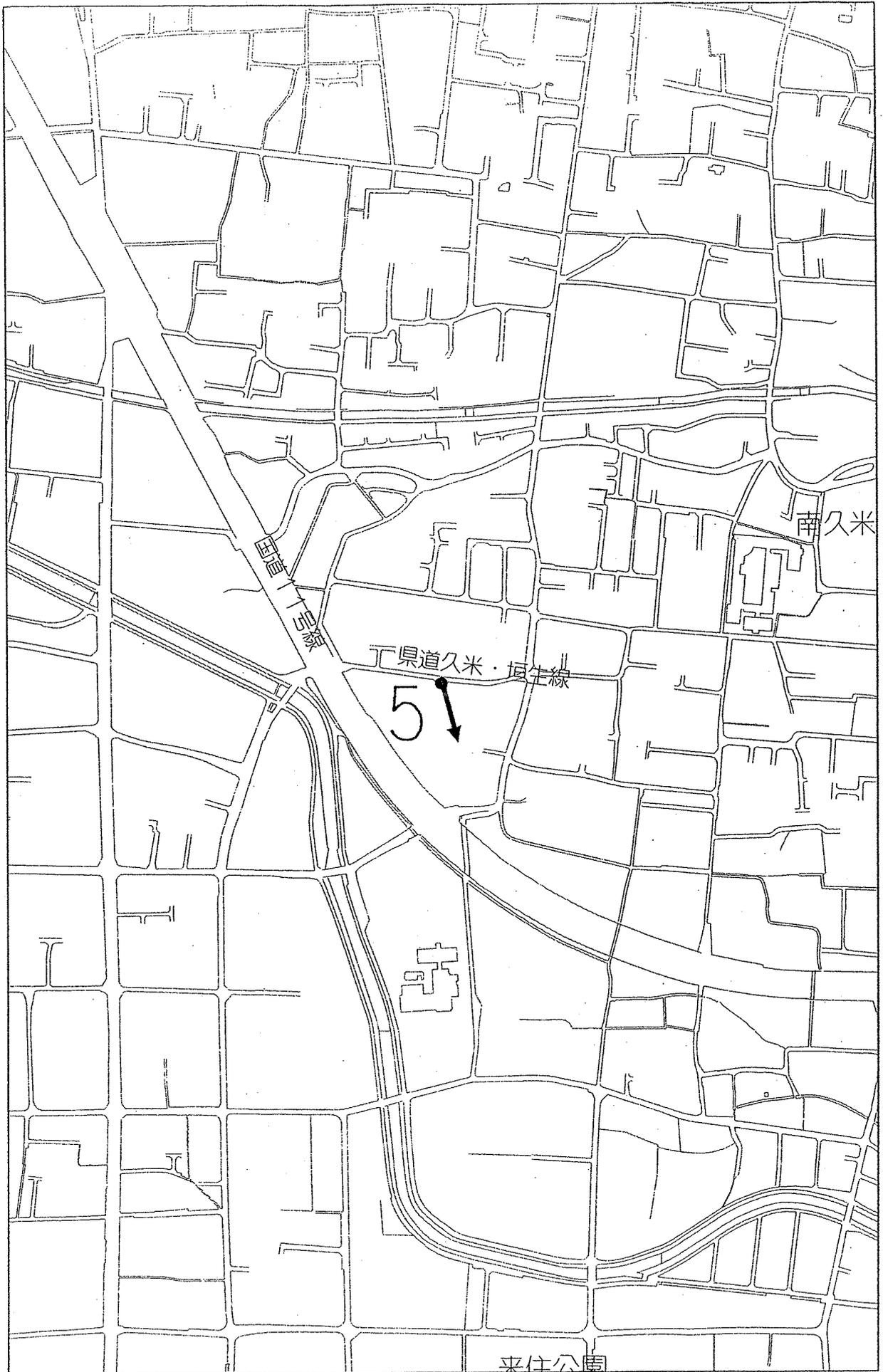
経石山公園

起点
終点





起点
↑
終点



図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 桑原 260号線	松山市桑原五丁目 870番10地先	松山市桑原五丁目 870番8地先	4.3 ~8.9	43.0
2	市 道 宮前 173号線	松山市中須賀二丁目 3019番7地先	松山市中須賀二丁目 3019番7地先	5.3 ~10.0	71.9
3	市 道 宮前 174号線	松山市中須賀二丁目 3019番1地先	松山市中須賀二丁目 3019番1地先	4.8 ~9.2	26.6
4	市 道 高浜 121号線	松山市梅津寺町 乙56番372地先	松山市梅津寺町 乙56番372地先	4.3 ~9.4	36.7
5	市 道 久米 232号線	松山市来住町 1138番2地先	松山市来住町 1138番1地先	4.3 ~13.3	52.4